

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 9 月 30 日



(E03538)

第9期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	33
3 【対処すべき課題】	33
4 【事業等のリスク】	35
5 【経営上の重要な契約等】	35
6 【研究開発活動】	35
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	36
第3 【設備の状況】	43
1 【主要な設備の状況】	43
2 【設備の新設、除却等の計画】	43
第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
(1) 【株式の総数等】	44
(2) 【新株予約権等の状況】	51
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	52
(4) 【ライツプランの内容】	54
(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	54
(6) 【大株主の状況】	54
(7) 【議決権の状況】	55
2 【株価の推移】	55
3 【役員の状況】	56
第5 【経理の状況】	57
1 【中間連結財務諸表等】	58
(1) 【中間連結財務諸表】	58
① 【中間連結貸借対照表】	58
② 【中間連結損益計算書】	60
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】	61
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	63
(2) 【その他】	133

	頁
2 【中間財務諸表等】	134
(1) 【中間財務諸表】	134
① 【中間貸借対照表】	134
② 【中間損益計算書】	136
③ 【中間株主資本等変動計算書】	137
(2) 【その他】	164
第6 【提出会社の参考情報】	166
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	167

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年11月22日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 田 直 樹

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6271-1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 三 原 克 士

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部主計室長 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	332,595	307,811	309,922	621,158	575,778
うち連結信託報酬	百万円	3,448	14,467	13,252	7,181	28,727
連結経常利益	百万円	103	49,029	76,606	34,015	111,035
連結中間純利益	百万円	54,318	61,913	55,637	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	87,830	90,999
連結純資産額	百万円	1,172,950	1,188,694	1,224,886	1,051,233	1,206,753
連結総資産額	百万円	25,472,921	25,552,109	25,780,548	25,632,126	26,116,814
1株当たり純資産額	円	△46.20	△19.49	△18.29	△50.61	△19.58
1株当たり中間純利益金額	円	1.76	1.76	1.58	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	1.68	1.86
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	0.75	0.71	0.57	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	1.13	1.03
自己資本比率	%	4.10	4.22	4.34	3.62	4.16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△80,465	△199,031	△343,629	411,618	154,464
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△62,664	△27,721	261,433	△409,308	△238,385
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△19,637	76,740	△114,113	△118,893	108,439
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	733,390	652,354	630,513	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	779,433	826,895
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,533 [6,705]	9,289 [6,682]	9,634 [6,250]	8,377 [6,747]	9,203 [6,415]
信託財産額	百万円	1,566,906	26,836,851	26,563,803	1,528,854	26,709,717

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。
- 5 当社は平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併いたしました。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	327,146	305,530	307,490	612,459	566,720
うち信託報酬	百万円	3,448	14,467	13,252	7,181	28,727
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△6,745	47,159	72,668	23,140	101,443
中間純利益	百万円	50,894	61,718	53,989	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	82,050	85,982
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 35,123,435 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 35,123,435 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 35,123,435 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	1,026,774	1,058,582	1,094,302	908,379	1,062,958
総資産額	百万円	25,403,665	25,498,912	25,703,448	25,583,615	26,049,523
預金残高	百万円	18,635,548	19,125,366	19,691,870	19,460,229	19,935,548
貸出金残高	百万円	16,827,962	17,074,280	16,845,933	17,421,486	17,216,340
有価証券残高	百万円	4,104,478	4,544,220	4,570,922	4,585,867	4,811,718

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
1株当たり配当額	円	普通株式 2.64 乙種第一回 優先株式 3.18 戊種第一回 優先株式 7.19 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.351 第2種第一回 優先株式 0.351 第3種第一回 優先株式 0.351	普通株式 0.01 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.3155 第2種第一回 優先株式 0.3155 第3種第一回 優先株式 0.3155	普通株式 未定 己種第一回 優先株式 未定 第1種第一回 優先株式 未定 第2種第一回 優先株式 未定 第3種第一回 優先株式 未定	普通株式 2.65 乙種第一回 優先株式 6.36 戊種第一回 優先株式 14.38 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.702 第2種第一回 優先株式 0.702 第3種第一回 優先株式 0.702	普通株式 0.02 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.631 第2種第一回 優先株式 0.631 第3種第一回 優先株式 0.631
自己資本比率	%	4.04	4.15	4.25	3.55	4.08
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,306 [6,676]	9,059 [6,646]	9,394 [6,209]	8,152 [6,716]	8,966 [6,379]
信託財産額	百万円	1,566,906	26,836,851	26,563,803	1,528,854	26,709,717
信託勘定貸出金残高	百万円	119,121	106,554	91,382	112,856	98,679
信託勘定有価証券残高	百万円	0	0	0	0	0

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。

3 当社は平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併いたしました。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	9,634 [6,250]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員6,411人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 複数の事業セグメントにまたがって従事する従業員がいることから、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	9,394 [6,209]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は6,369人であります。また、取締役を兼務しない執行役員34名も含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,999人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の経済環境ですが、昨年来の金融・財政対策を受けた回復基調が一服し、再び景気減速への不安が立ち込めました。米国では失業率が9%台と高水準で推移する一方、欧州でもギリシャなど比較的規模の小さい国の財政不安が経済に悪影響を及ぼすとの懸念が足かせとなりました。中国など新興国経済は高水準での成長を続けましたが、こうした懸念を払拭するには至りませんでした。この間、日本ではエコカー減税等により消費が支えられたものの、全般的には他の主要国同様、年末以降の景気に対し不安が残る状況となりました。

金融環境については、景気への配慮から主要国では低金利・緩和的な政策が継続されました。これを受け日米の長期金利は低下基調を続けた上に、米国株などリスク性が高い資産もこうした環境の中で価格が支えられました。しかし、多くの資金は安全性を求める傾向が強くなり、こうした逃避資金流入が円高を演出しました。9月に入り6年ぶりの円売り介入が実施されたものの円高基調は継続、日本株も4-5月までの景気回復期待による上昇から一転して、輸出減速などを懸念した売りに下値を模索する展開となりました。

(経営方針)

当社は、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」（以下、健全化計画）を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」（平成16年11月公表）、「差別化戦略の徹底による持続的成長」（平成18年11月公表）を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、“平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画”を公表いたしました。

当社グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面での経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比3,362億円減少して25兆7,805億円となりました。

資産では、特定取引資産は前連結会計年度末比869億円増加して5,639億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比3,664億円減少して16兆8,925億円に、有価証券は前連結会計年度末比2,421億円減少して4兆5,934億円となりました。

負債につきましては、借入金は前連結会計年度末比2,459億円増加して7,746億円となりましたが、譲渡性預金は前連結会計年度末比3,295億円減少して1兆3,764億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比2,395億円減少して908億円に、預金は前連結会計年度末比2,386億円減少し19兆7,344億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比2,661億円増加し、7兆6,039億円となっております。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上等により株主資本合計が前連結会計年度末比442億円増加し1兆210億円になりましたが、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比116億円減少して1,000億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比144億円減少して1,037億円となっております。以上の結果、純資産の部合計では前連結会計年度末比181億円増加して、1兆2,248億円となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比21億円増加し3,099億円となりました。内訳を見ますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前中間連結会計期間比143億円増加して304億円に、投資信託販売手数料の増加などにより役務取引等収益が前中間連結会計期間比34億円増加して507億円となりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前中間連結会計期間比155億円減少して1,745億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比254億円減少し、2,333億円となりました。内訳を見ますと、金融派生商品費用の増加などによりその他業務費用が前中間連結会計期間比79億円増加して338億円となりましたが、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前中間連結会計期間比208億円減少して341億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前中間連結会計期間比82億円減少して255億円に、営業経費が前中間連結会計期間比43億円減少して1,145億円となりました。

特別利益につきましては、前中間連結会計期間比14億円増加して144億円に、特別損失は前中間連結会計期間比19億円減少して10億円となりました。なお、法人税等調整額は、前連結会計期間比521億円増加して365億円となっております。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比275億円増加し766億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比62億円減少し556億円となりました。また、1株当たり中間純利益は1円58銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、投資信託販売が順調に推移したことなどから、業務粗利益が867億円、与信費用控除後業務純益は196億円となりました。

法人部門は、貸出金利回りは低下したものの、与信費用の減少などにより、業務粗利益が965億円、与信費用控除後業務純益は375億円となりました。

市場部門は、債券売却益の計上などにより、業務粗利益が347億円、与信費用控除後業務純益は310億円となりました。

(平成22年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めていますが、平成22年9月末における剰余金の分配可能額は、3,743億円であります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1,445億円支出が増加して、3,436億円の支出となりました。これは、主として譲渡性預金等の減少によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比2,891億円収入が増加して2,614億円の収入となりました。これは主として有価証券の売却による収入が増加したものです。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入が減少したことを主因として前中間連結会計期間比1,908億円収入が減少して1,141億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比1,963億円減少して6,305億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,462億円、海外は47億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,489億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ132億円、267億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では256億円、△33億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	153,607	4,954	2,366	156,195
	当中間連結会計期間	146,266	4,761	2,095	148,932
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	188,327	5,936	4,230	190,033
	当中間連結会計期間	172,741	5,754	3,981	174,514
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	34,719	981	1,863	33,837
	当中間連結会計期間	26,475	993	1,886	25,582
信託報酬	前中間連結会計期間	14,467	—	—	14,467
	当中間連結会計期間	13,252	—	—	13,252
役務取引等収支	前中間連結会計期間	22,598	140	—	22,738
	当中間連結会計期間	25,609	60	—	25,669
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	47,220	170	—	47,391
	当中間連結会計期間	50,666	140	11	50,796
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	24,622	30	—	24,652
	当中間連結会計期間	25,057	80	11	25,126
特定取引収支	前中間連結会計期間	28,009	—	—	28,009
	当中間連結会計期間	26,777	—	—	26,777
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	28,660	—	—	28,660
	当中間連結会計期間	26,911	—	—	26,911
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	651	—	—	651
	当中間連結会計期間	134	—	—	134
その他業務収支	前中間連結会計期間	△10,291	570	—	△9,720
	当中間連結会計期間	△3,562	224	—	△3,338
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	16,035	89	—	16,124
	当中間連結会計期間	30,404	85	—	30,490
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	26,326	△480	—	25,845
	当中間連結会計期間	33,967	△138	—	33,829

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に22兆6,701億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は22兆4,909億円、海外は1,792億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に23兆1,442億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆823億円、海外は619億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.53%、海外は6.40%、合計では1.54%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.22%、海外は3.19%、合計では0.22%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	22,330,543	188,327	1.68
	当中間連結会計期間	22,490,929	172,741	1.53
うち貸出金	前中間連結会計期間	16,825,452	163,385	1.93
	当中間連結会計期間	16,567,926	147,594	1.77
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,676,285	13,599	0.58
	当中間連結会計期間	4,899,351	15,236	0.62
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	474,560	562	0.23
	当中間連結会計期間	673,400	670	0.19
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	7,649	3	0.09
	当中間連結会計期間	3,836	1	0.10
うち預け金	前中間連結会計期間	346,676	1,018	0.58
	当中間連結会計期間	345,089	1,006	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	23,026,700	34,719	0.30
	当中間連結会計期間	23,082,346	26,475	0.22
うち預金	前中間連結会計期間	18,694,237	16,857	0.17
	当中間連結会計期間	19,065,736	12,792	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,531,993	1,578	0.20
	当中間連結会計期間	1,694,180	985	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	657,593	415	0.12
	当中間連結会計期間	372,100	236	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	566,403	364	0.12
	当中間連結会計期間	50,511	27	0.11
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	59,109	33	0.11
	当中間連結会計期間	68,268	34	0.10
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	453,814	684	0.30
	当中間連結会計期間	840,004	753	0.17

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	181,630	5,936	6.51
	当中間連結会計期間	179,221	5,754	6.40
うち貸出金	前中間連結会計期間	53,789	1,836	6.81
	当中間連結会計期間	58,152	1,858	6.37
うち有価証券	前中間連結会計期間	116,501	3,992	6.83
	当中間連結会計期間	111,698	3,717	6.63
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	6,776	91	2.68
	当中間連結会計期間	5,461	168	6.15
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,518	6	0.85
	当中間連結会計期間	1,098	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	57,155	981	3.42
	当中間連結会計期間	61,929	993	3.19
うち預金	前中間連結会計期間	34,057	388	2.27
	当中間連結会計期間	40,084	544	2.71
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	11,036	205	3.72
	当中間連結会計期間	9,558	112	2.35

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	22,512,174	138,913	22,373,260	194,263	4,230	190,033	1.69
	当中間連結会計期間	22,670,150	127,286	22,542,863	178,496	3,981	174,514	1.54
うち貸出金	前中間連結会計期間	16,879,242	16,801	16,862,440	165,222	259	164,963	1.95
	当中間連結会計期間	16,626,079	13,503	16,612,575	149,452	232	149,219	1.79
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,792,787	116,847	4,675,939	17,592	3,968	13,623	0.58
	当中間連結会計期間	5,011,050	112,798	4,898,252	18,953	3,748	15,204	0.61
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	481,337	4,214	477,122	653	3	650	0.27
	当中間連結会計期間	678,861	—	678,861	839	—	839	0.24
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	7,649	—	7,649	3	—	3	0.09
	当中間連結会計期間	3,836	—	3,836	1	—	1	0.10
うち預け金	前中間連結会計期間	348,194	—	348,194	1,025	—	1,025	0.58
	当中間連結会計期間	346,187	—	346,187	1,006	—	1,006	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	23,083,856	132,428	22,951,427	35,701	1,863	33,837	0.29
	当中間連結会計期間	23,144,275	118,087	23,026,188	27,468	1,886	25,582	0.22
うち預金	前中間連結会計期間	18,728,295	4,259	18,724,035	17,246	3	17,243	0.18
	当中間連結会計期間	19,105,821	—	19,105,821	13,337	—	13,337	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,531,993	—	1,531,993	1,578	—	1,578	0.20
	当中間連結会計期間	1,694,180	—	1,694,180	985	—	985	0.11
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	657,593	—	657,593	415	—	415	0.12
	当中間連結会計期間	372,100	—	372,100	236	—	236	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	566,403	—	566,403	364	—	364	0.12
	当中間連結会計期間	50,511	—	50,511	27	—	27	0.11
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	59,109	—	59,109	33	—	33	0.11
	当中間連結会計期間	68,268	—	68,268	34	—	34	0.10
うちコマースナル ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	464,851	16,692	448,158	890	322	567	0.25
	当中間連結会計期間	849,563	13,487	836,076	865	240	625	0.14

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は507億円、役務取引等費用合計は251億円となり、役務取引等収支合計では256億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	47,220	170	—	47,391
	当中間連結会計期間	50,666	140	11	50,796
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	10,507	48	—	10,555
	当中間連結会計期間	11,264	20	—	11,285
うち為替業務	前中間連結会計期間	12,133	117	—	12,251
	当中間連結会計期間	12,345	116	—	12,461
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	6,356	—	—	6,356
	当中間連結会計期間	6,531	—	—	6,531
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6,423	—	—	6,423
	当中間連結会計期間	8,748	—	—	8,748
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,955	—	—	2,955
	当中間連結会計期間	2,613	—	—	2,613
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,162	0	—	1,163
	当中間連結会計期間	1,124	0	—	1,124
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,102	—	—	1,102
	当中間連結会計期間	940	—	—	940
役務取引等費用	前中間連結会計期間	24,622	30	—	24,652
	当中間連結会計期間	25,057	80	11	25,126
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,981	—	—	2,981
	当中間連結会計期間	3,248	—	—	3,248

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は269億円、特定取引費用は1億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	28,660	—	—	28,660
	当中間連結会計期間	26,911	—	—	26,911
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	228	—	—	228
	当中間連結会計期間	126	—	—	126
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	27,737	—	—	27,737
	当中間連結会計期間	26,564	—	—	26,564
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	693	—	—	693
	当中間連結会計期間	220	—	—	220
特定取引費用	前中間連結会計期間	651	—	—	651
	当中間連結会計期間	134	—	—	134
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	651	—	—	651
	当中間連結会計期間	134	—	—	134
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は5,639億円、特定取引負債は2,487億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	481,046	—	—	481,046
	当中間連結会計期間	563,960	—	—	563,960
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	7,537	—	—	7,537
	当中間連結会計期間	9,680	—	—	9,680
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	186,345	—	—	186,345
	当中間連結会計期間	263,490	—	—	263,490
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	287,163	—	—	287,163
	当中間連結会計期間	290,789	—	—	290,789
特定取引負債	前中間連結会計期間	161,409	—	—	161,409
	当中間連結会計期間	248,705	—	—	248,705
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	10	—	—	10
	当中間連結会計期間	212	—	—	212
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	124	—	—	124
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	161,274	—	—	161,274
	当中間連結会計期間	248,493	—	—	248,493
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	19,125,366	35,260	3,608	19,157,018
	当中間連結会計期間	19,691,870	42,578	—	19,734,448
うち流動性預金	前中間連結会計期間	11,193,020	19,732	—	11,212,753
	当中間連結会計期間	11,466,076	23,860	—	11,489,936
うち定期性預金	前中間連結会計期間	7,268,320	15,527	—	7,283,847
	当中間連結会計期間	7,585,237	18,717	—	7,603,955
うちその他	前中間連結会計期間	664,025	—	3,608	660,416
	当中間連結会計期間	640,556	—	—	640,556
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,377,270	—	—	1,377,270
	当中間連結会計期間	1,376,420	—	—	1,376,420
総合計	前中間連結会計期間	20,502,636	35,260	3,608	20,534,288
	当中間連結会計期間	21,068,290	42,578	—	21,110,868

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 9月30日		平成22年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,071,023	100.00	16,842,479	100.00
製造業	2,122,589	12.43	1,951,277	11.59
農業, 林業	8,643	0.05	6,863	0.04
漁業	7,569	0.04	1,430	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,253	0.08	12,238	0.07
建設業	442,943	2.60	419,940	2.49
電気・ガス・熱供給・水道業	51,482	0.30	51,462	0.31
情報通信業	279,874	1.64	263,667	1.57
運輸業, 郵便業	417,611	2.45	391,144	2.31
卸売業, 小売業	1,902,138	11.14	1,865,604	11.08
金融業, 保険業	693,130	4.06	751,257	4.46
不動産業	1,530,250	8.97	1,521,730	9.04
物品賃貸業	266,237	1.56	236,108	1.40
各種サービス業	1,159,574	6.79	1,116,787	6.63
国, 地方公共団体	370,739	2.17	351,534	2.09
その他	7,803,986	45.72	7,901,431	46.91
海外及び特別国際金融取引勘定分	42,449	100.00	50,103	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	42,449	100.00	50,103	100.00
合計	17,113,473	—	16,892,583	—

(注) 1 「国内」とは当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の
計数が含まれております。

	平成21年 9月30日		平成22年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	7,226,129	42.32	7,362,365	43.71

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成21年9月30日	インドネシア	44,345
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	44,352
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.17)
平成22年9月30日	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	7
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.00)

(注) 1 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

2 インドネシアは、前連結会計年度末において特定海外債権引当勘定の対象国から除外しております。

③ 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,529,347	—	—	3,529,347
	当中間連結会計期間	3,480,857	—	—	3,480,857
地方債	前中間連結会計期間	32,944	—	—	32,944
	当中間連結会計期間	19,618	—	—	19,618
社債	前中間連結会計期間	461,656	—	—	461,656
	当中間連結会計期間	593,014	—	—	593,014
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	458,887	—	—	458,887
	当中間連結会計期間	422,826	—	—	422,826
その他の証券	前中間連結会計期間	80,763	7,337	6,615	81,485
	当中間連結会計期間	79,154	4,615	6,615	77,154
合計	前中間連結会計期間	4,563,598	7,337	6,615	4,564,320
	当中間連結会計期間	4,595,471	4,615	6,615	4,593,471

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	106,554	0.40	91,382	0.34	98,679	0.37
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	25,352,161	94.47	25,160,441	94.72	25,257,800	94.56
受託有価証券	853	0.00	1,707	0.01	1,200	0.01
金銭債権	300,357	1.12	292,029	1.10	303,756	1.14
有形固定資産	647,528	2.41	636,714	2.40	636,413	2.38
無形固定資産	3,481	0.01	3,371	0.01	3,471	0.01
その他債権	9,584	0.04	8,988	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	393,595	1.47	345,085	1.30	376,687	1.41
現金預け金	22,733	0.08	24,083	0.09	22,391	0.08
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	6,962,915	25.95	7,244,233	27.27	7,079,767	26.51
年金信託	3,481,271	12.97	3,803,881	14.32	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,022	0.00	1,036	0.00	1,074	0.00
投資信託	14,646,785	54.58	13,792,367	51.92	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	124,210	0.46	270,176	1.02	254,397	0.95
有価証券の信託	392,268	1.46	229,922	0.86	363,615	1.36
金銭債権の信託	324,436	1.21	314,969	1.19	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	114,337	0.43	123,938	0.47	125,955	0.47
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,940	0.01	2,866	0.01	2,892	0.01
包括信託	786,663	2.93	780,410	2.94	753,862	2.82
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末	1,874,688百万円
当中間連結会計期間末	1,668,202百万円
前連結会計年度	1,822,174百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	416	0.39	165	0.18
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	8	0.01	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	233	0.22	52	0.06
卸売業, 小売業	233	0.22	159	0.17
金融業, 保険業	25,505	23.94	22,174	24.27
不動産業	3,656	3.43	2,436	2.67
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	545	0.51	196	0.21
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	75,954	71.28	66,197	72.44
合計	106,554	100.00	91,382	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	64,388	60.42	56,415	61.73

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	106,554	22.27	91,382	21.91	98,679	21.59
有価証券	—	—	—	—	—	—
その他	371,964	77.73	325,656	78.09	358,307	78.41
資産計	478,519	100.00	417,038	100.00	456,986	100.00
元本	477,959	99.88	416,618	99.90	456,479	99.89
債権償却準備金	321	0.07	278	0.07	301	0.07
その他	238	0.05	142	0.03	206	0.04
負債計	478,519	100.00	417,038	100.00	456,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円です。

また、これらの債権額の合計額は23,488百万円です。

当中間連結会計期間末 貸出金91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万円、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円です。

また、これらの債権額の合計額は21,078百万円です。

前連結会計年度 貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円です。

また、これらの債権額の合計額は22,044百万円です。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	1
危険債権	195	170
要管理債権	37	38
正常債権	830	703

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	208,284	208,368	83
うち信託報酬	14,467	13,252	△1,215
うち信託勘定不良債権処理損失	6	14	7
貸出金償却	△7	△14	△7
その他の債権売却損等	13	28	15
経費(除く臨時処理分)	△115,879	△113,692	2,187
人件費	△39,860	△40,860	△999
物件費	△69,578	△66,773	2,804
税金	△6,440	△6,057	382
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	92,405	94,676	2,270
一般貸倒引当金繰入額	△4,081	11,052	15,133
業務純益	88,324	105,728	17,403
信託勘定償却前業務純益	88,318	105,714	17,396
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	92,399	94,662	2,263
うち債券関係損益	12,526	23,338	10,812
臨時損益	△41,164	△33,059	8,104
株式関係損益	705	△6,649	△7,355
銀行勘定不良債権処理損失	△41,891	△32,599	9,291
貸出金償却	△19,262	△17,775	1,487
個別貸倒引当金繰入額	△22,622	△14,337	8,285
特定海外債権引当勘定繰入額	739	△1	△740
その他の債権売却損等	△745	△485	259
その他臨時損益	21	6,189	6,168
経常利益	47,159	72,668	25,508
特別損益	10,052	13,006	2,953
うち固定資産処分損益	△526	138	665
うち減損損失	△2,462	△222	2,240
うち与信費用戻入額	8,363	13,381	5,018
うち劣後特約付社債の買入消却益	4,678	—	△4,678
うち資産除去債務に関する会計基準の適用 に伴う影響額	—	△291	△291
税引前中間純利益	57,212	85,674	28,462
法人税、住民税及び事業税	△11,083	4,660	15,743
法人税等調整額	15,589	△36,346	△51,936
法人税等合計	4,506	△31,685	△36,192
中間純利益	61,718	53,989	△7,729
与信関連費用総額	△37,603	△8,151	29,451

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
 7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
 8 与信関連費用総額＝信託勘定不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額＋銀行勘定不良債権処理損失－与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.63	1.48	△0.14
(イ)貸出金利回	1.93	1.78	△0.15
(ロ)有価証券利回	0.56	0.56	0.00
(2) 資金調達原価 ②	1.14	1.10	△0.04
(イ)預金等利回	0.17	0.12	△0.04
(ロ)外部負債利回	0.14	0.11	△0.03
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.48	0.38	△0.09

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
中間純利益ベース	—	—	—

(注) ROE算出式

$$= \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	19,125,366	19,691,870	566,504
預金(平残)	18,694,237	19,065,736	371,498
貸出金(末残)	17,074,280	16,845,933	△228,346
貸出金(平残)	16,825,452	16,567,926	△257,525

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	11,445,508	11,728,853	283,344
法人その他	7,655,667	7,962,423	306,755
合計	19,101,176	19,691,276	590,100

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	7,410,453	7,532,641	122,188
うち住宅ローン残高	7,226,129	7,362,365	136,236
うちその他ローン残高	184,323	170,276	△14,047

④ 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	13,984,929	14,034,403	49,473
総貸出金残高	②	百万円	17,074,280	16,845,933	△228,346
中小企業等貸出金比率	①/②	%	81.90	83.31	1.40
中小企業等貸出先件数	③	件	664,333	652,345	△11,988
総貸出先件数	④	件	666,354	654,335	△12,019
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.69	99.69	△0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	477,959	416,618	△61,341
	平残	431,634	429,287	△2,346
貸出金	末残	106,554	91,382	△15,172
	平残	109,967	95,494	△14,472

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	193,269	184,957	△8,312
法人その他	284,689	231,661	△53,028
合計	477,959	416,618	△61,341

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	73,516	63,901	△9,614
うち住宅ローン残高	64,388	56,415	△7,973
うちその他ローン残高	9,127	7,486	△1,641

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	81,003	69,207	△11,795
総貸出金残高	② 百万円	106,554	91,382	△15,172
中小企業等貸出金比率	①/② %	76.02	75.73	△0.29
中小企業等貸出先件数	③ 件	5,610	5,073	△537
総貸出先件数	④ 件	5,645	5,104	△541
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.37	99.39	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	113	1,254	62	1,298
信用状	2,281	19,974	2,243	21,178
保証	48,930	418,161	41,875	380,773
計	51,324	439,391	44,180	403,251

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	725	516
危険債権	2,795	2,840
要管理債権	1,385	1,151
正常債権	173,460	170,920

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	727	518
危険債権	2,990	3,011
要管理債権	1,422	1,189
正常債権	174,291	171,623

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に、りそな信託銀行株式会社との合併（平成21年4月）により強化した「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱として加え、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度No.1への挑戦」、「個の重視」）に引き続き取り組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

①事業領域の選択と集中

当社グループは、従来から取り組んでまいりました「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取り組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当社グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合し、「クロスセールス」を徹底推進してまいります。

（地域密着リレーシヨンの徹底）

りそなグループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーシヨンにより、きめ細かな営業活動に取組み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

かける

（「リテール×信託」の発揮）

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

（金融商品・ローン提供力No.1への挑戦）

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品（保険・投資信託）の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力におけるNo.1を目指してまいります。

(資産承継・事業承継ブランドの確立)

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、当社の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。こうした取組みを通じて、個人のお客さまや企業オーナーのお客さまとのリレーションシップを強化し、資産承継・事業承継分野における『りそな』のブランドを確立してまいります。

(総合力発揮による法人基盤の拡充)

法人のお客さまとのリレーションを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めております。引き続き、お客さまの成長をサポートする経営課題解決型ビジネスの展開により、法人のお客さま数の増加を図ってまいります。

②りそなスタイルの確立

当社グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としての「りそなスタイルを確立」し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。今後も「りそなスタイルの確立」に向けた取組みを継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

(新しい企業文化の創造)

当社グループは、差別化された業務運営を確立するため、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、オペレーション改革・ペーパーレス事務運営、及びマーケティングの強化に継続して取組み、新しい企業文化を創造してまいります。

(個の重視)

当社グループは、お客さまとのリレーションの向上や、持続的な成長を支える人材の強化に向けた取組みを実施しております。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切にし、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

(信頼度No.1への挑戦)

当社グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指しております。

金融機関のビジネスを支えてくださるのは一人ひとりのお客さまであることを改めて認識し、一人でも多くのお客さまに、『りそな』のサービスに満足していただくことで、永続的に複数のサービスをご利用いただける「りそなファン」の増加を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。なお、記載事項のうち将来に関するものは、当半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(9) 公的資金に関する事項

りそなグループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円（平成22年9月末現在残高、総額約1兆6,852億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する株式会社りそなホールディングスの優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、株式会社りそなホールディングス第10期第2四半期報告書の第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）。株式会社りそなホールディングスは公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及びその他資本剰余金を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、株式会社りそなホールディングスの発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として株式会社りそなホールディングスの株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する株式会社りそなホールディングスの普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により株式会社りそなホールディングスの株価に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご注意ください。

(概要)

- ・当中間連結会計期間は、資金利益が預貸金利益の減少などにより減益となった一方、役員取引等利益が増加したこと、債券関係損益を含むその他業務利益が増加したことなどにより、連結粗利益は前中間連結会計期間比3億円減少し、2,112億円となりました。
- ・営業経費は、厳格な経費運営に努めたことなどにより前中間連結会計期間比43億円の減少となりました。また、不良債権処理額が大幅に減少したことなどにより、連結経常利益は前中間連結会計期間比275億円増加し、766億円となりました。
- ・特別利益は前中間連結会計期間比14億円増加し、144億円となりました。また、特別損失は前中間連結会計期間比19億円減少し、10億円となりました。なお、法人税等調整額は、前中間連結会計期間比521億円増加し、365億円となりました。これらにより、連結中間純利益は前中間連結会計期間比62億円減少し、556億円となりました。
- ・当社の不良債権につきましては、前事業年度末比134億円増加し、不良債権比率は2.67%となりました。

経営成績の概要〔連結〕

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	2,116	2,112	△3
うち資金利益	1,561	1,489	△72
うち信託報酬	144	132	△12
うち信託勘定不良債権処理額	0	0	0
うち役務取引等利益	227	256	29
一般貸倒引当金繰入額	△47	118	166
営業経費	△1,188	△1,145	43
臨時損益	△390	△320	69
うち株式関係損益	7	△66	△73
うち不良債権処理額	△425	△325	99
経常利益	490	766	275
特別利益	130	144	14
特別損失	△29	△10	19
税金等調整前中間純利益	590	899	308
法人税、住民税及び事業税	△114	43	157
法人税等調整額	155	△365	△521
少数株主利益	△13	△21	△8
中間純利益	619	556	△62

経営成績の概要〔単体〕

	前中間会計期間 (億円)	当中間会計期間 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,082	2,083	0
うち資金利益	1,536	1,464	△71
うち信託報酬	144	132	△12
うち役務取引等利益	225	256	30
経費	△1,158	△1,136	21
一般貸倒引当金繰入額	△40	110	151
業務純益	883	1,057	174
臨時損益	△411	△330	81
経常利益	471	726	255
特別損益	100	130	29
税引前中間純利益	572	856	284
法人税、住民税及び事業税	△110	46	157
法人税等調整額	155	△363	△519
中間純利益	617	539	△77

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、貸出金利息の減少などにより、前中間連結会計期間比72億円減少し、1,489億円となりました。

- ・信託報酬は、前中間連結会計期間比12億円減少し、132億円となりました。
- ・役員取引等利益は、前中間連結会計期間比29億円増加し、256億円となりました。
- ・債券関係損益を含むその他業務利益は、前中間連結会計期間比63億円改善し、△33億円となりました。以上の結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比3億円減少し、2,112億円となりました。

(2) 営業経費

- ・当中間連結会計期間の営業経費は、厳格な経費運営に努めたことなどにより、前中間連結会計期間比43億円減少し、1,145億円になりました。
- ・なお、当社単体の経費は、前期比21億円減少し、1,136億円となりました。

経費の内訳 [単体]

	前中間会計期間		当中間会計期間		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費(除く臨時処理分)	△1,158	55.63%	△1,136	54.56%	21	△1.07%
うち人件費	△398	19.13%	△408	19.61%	△9	0.47%
うち物件費	△695	33.40%	△667	32.04%	28	△1.35%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	2,082	100.00%	2,083	100.00%	0	—

(3) 株式関係損益

- ・株式等売却損が増加したことなどにより、株式関係損益は前中間連結会計期間比73億円減少し、66億円の損失となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は2,754億円で、前連結会計期間末比125億円増加しました。

株式関係損益の内訳 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式関係損益	7	△66	△73
株式等売却益	30	13	△16
株式等売却損	△5	△49	△44
株式等償却	△17	△30	△12

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	2,628	2,754	125
時価ベース	3,509	3,266	△242

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金純繰入額の減少を主に、前中間連結会計期間比318億円減少し、70億円となりました。
- ・また、当社の当中間会計期間末における開示債権額は4,719億円、不良債権比率は2.67%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

		前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
信託勘定不良債権処理額	A	0	0	0
一般貸倒引当金繰入額	B	△47	118	166
不良債権処理額	C	△425	△325	99
貸出金償却		△192	△177	14
個別貸倒引当金純繰入額		△226	△143	82
特定海外債権引当勘定繰入額		0	△0	△0
その他不良債権処理額		△7	△4	2
特別損益中の与信費用戻入額	D	83	136	52
与信費用総額	A + B + C + D	△389	△70	318

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [単体、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

		前事業年度末 (億円)	当中間会計期間末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		608	518	△90
危険債権		2,916	3,011	95
要管理債権		1,060	1,189	129
小計	A	4,585	4,719	134
正常債権	B	175,816	171,623	△4,193
合計	A + B	180,401	176,343	△4,058
不良債権比率(注)		2.54%	2.67%	0.13%

(注) 不良債権比率 = $A / (A + B)$

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比3,664億円減少して16兆8,925億円となりました。
- ・住宅ローン残高(当社単体)は、前連結会計年度末比93億円増加して7兆3,623億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が1兆9,512億円、卸売業、小売業が1兆8,656億円、不動産業が1兆5,217億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高	172,589	168,925	△3,664
うち住宅ローン残高(注)	73,530	73,623	93

(注) 当社単体計数を記載しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	4,282	4,361	78
破綻先債権	245	190	△54
延滞債権	2,992	3,000	8
3ヵ月以上延滞債権	85	100	14
貸出条件緩和債権	959	1,069	110
リスク管理債権／貸出金残高(末残)	2.48%	2.58%	0.10%

業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	172,127	168,424	△3,703
うち製造業	20,658	19,512	△1,146
うち建設業	4,492	4,199	△292
うち卸売業、小売業	19,321	18,656	△665
うち金融業、保険業	7,469	7,512	43
うち不動産業	15,280	15,217	△63
うち各種サービス業	11,983	11,167	△815
うち住宅ローン	73,530	73,623	93
海外及び特別国際金融取引勘定分	462	501	39

(2) 有価証券

- ・有価証券は、国債が増加しましたが、社債、その他の証券の減少などにより、全体では前連結会計年度末比2,421億円減少し、4兆5,934億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、債券が増加した一方で株式は減少し、合計では前連結会計年度末比274億円減少して492億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
国債	34,527	34,808	281
地方債	538	196	△342
社債	7,497	5,930	△1,567
株式	4,571	4,228	△342
その他の証券	1,221	771	△449
合計	48,356	45,934	△2,421

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
株式	881	512	△368
債券	△147	△42	104
国債	△161	△62	98
地方債	0	2	1
社債	13	17	4
その他	33	23	△10
合計	767	492	△274

(3) 預金

- ・預金は、法人預金、個人預金ともに増加しましたが、全体では前連結会計年度末比2,386億円減少し、19兆7,344億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比3,295億円減少して1兆3,764億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
預金	199,731	197,344	△2,386
うち国内個人預金(注)	116,496	117,288	792
うち国内法人預金(注)	71,939	72,705	765
譲渡性預金	17,059	13,764	△3,295

(注) 当社単体計数で、特別国際金融取引勘定を除いております。

(4) 純資産の部

- ・純資産の部合計は、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比234億円の減少となりましたが、中間純利益の計上および繰延ヘッジ損益が前連結会計年度末比137億円増加したことなどにより、前連結会計年度末比181億円増加して1兆2,248億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	12,067	12,248	181
うち資本金	2,799	2,799	—
うち資本剰余金	4,293	4,293	—
うち利益剰余金	2,674	3,117	442
うちその他有価証券評価差額金	607	372	△234
うち繰延ヘッジ損益	143	280	137
うち土地再評価差額金	404	388	△16

3 キャッシュ・フローの状況の分析

- ・営業活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比1,445億円支出が増加して、3,436億円の支出となりました。これは、主として譲渡性預金等の減少によるものです。
- ・投資活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比2,891億円収入が増加して2,614億円の収入となりました。これは主として有価証券の売却による収入の増加によるものです。
- ・財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入の減少を主因として前中間連結会計期間比1,908億円収入が減少し、1,141億円の支出となりました。

キャッシュ・フロー計算書 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,990	△3,436	△1,445
投資活動によるキャッシュ・フロー	△277	2,614	2,891
財務活動によるキャッシュ・フロー	767	△1,141	△1,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,500	△1,963	—
現金及び現金同等物の期首残高	7,794	8,268	—
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	229	—	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	6,523	6,305	—

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	東京本社	東京都江東区	新設	本部施設	—	25,624	平成22年5月
	市岡支店	大阪市港区	新築	店舗	670	642	平成22年5月
	衆議院支店	東京都千代田区	新築	店舗	—	261	平成22年7月
	参議院支店	東京都千代田区	新築	店舗	—	286	平成22年7月
	上六支店	大阪市天王寺区	新築	店舗	—	742	平成22年8月
	赤門通支店	名古屋市中区	新築	店舗	—	622	平成22年9月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の 有形固定 資産	合計
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当社	旧赤門通支店	名古屋市中区	売却	店舗	1,396	1,147	—	—	—	1,147
	旧亀戸支店	東京都江東区	売却	店舗	665	1,000	—	—	—	1,000
	旧東京本社	東京都千代田区	除却	本部施設	—	—	128	—	24	153

なお、当社グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定
					総額	既支払額			
当社	亀戸支店	東京都江東区	新築	店舗	156	—	自己資金	平成22年9月	平成22年10月

なお、当社グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	442,888,217,550

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,123,435,474	同左 (注)1	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	80,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 (注)2、3、4、5
第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,500,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、6、7、8
第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,808,217,550	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、9、10、11
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,500,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、12、13、14
計	73,011,653,024	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年11月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

- 2 当初「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき発行された己種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。当初「預金保険法」に基づき預金保険機構の議決権比率を考慮し発行された、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しております。
- 3 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）
 - ② 修正の頻度
1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
113円80銭
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
878,734,622株（平成22年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数80,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.50%）
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき18円50銭とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。己種優先株式に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は113円80銭とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額（113円80銭）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額とは、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。

- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に對し交付する。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。
- 6 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
1年に1度（平成18年8月1日以降毎年8月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
6円16銭
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
89,285,714,285株（平成22年10月31日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数12,500,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の254.20%）
- (4) 当社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
引換価額は24円27銭とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 9 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）
 - ② 修正の頻度
1年に1度（平成20年11月1日以降毎年11月1日）
 - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限
4円40銭
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
128,082,175,500株（平成22年10月31日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数12,808,217,550株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の364.66%）
 - (4) 当社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
 - ① 第2種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当率 \times 第2種優先株主1株につきの払込金相当額(44円) \times 第2種優先株主の総数 \times 第2種優先株主1株につきの第2種優先配当金の額 \leq 剰余金
配当率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第2種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
引換価額は17円84銭とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(4円40銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)
 - ② 修正の頻度
1年に1度(平成23年5月1日以降毎年5月1日)
 - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限
3円74銭
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
147,058,823,529株(平成22年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数12,500,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の418.69%)

- (4) 当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 13 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 14 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{ユーロ円LIBOR}(1\text{年物}) + 0.50\%$$
 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項
 ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
 第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第3種優先中間配当金
 中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
 残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
 己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
 平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額
 引換価額は24円57銭とする。
- ③ 引換価額の修正
 引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(3円74銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
 この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

己種第一回優先株式

	中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

第1種第一回優先株式

	中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

第2種第一回優先株式

	中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

第3種第一回優先株式

	中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	73,011,653	—	279,928	—	279,928

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	73,011,653	100.00
計	—	73,011,653	100.00

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	72,931,652	100.00
計	—	72,931,652	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,123,435,000	35,123,435	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	第1種第一回優先株式 12,500,000,000	12,500,000	
	第2種第一回優先株式 12,808,217,000	12,808,217	
	第3種第一回優先株式 12,500,000,000	12,500,000	
単元未満株式	普通株式 474 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	73,011,653,024	—	—
総株主の議決権	—	72,931,652	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社普通株式および優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の状態はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	1,003,937	970,270	1,146,258
コールローン及び買入手形	530,784	632,024	648,032
債券貸借取引支払保証金	—	—	6,000
買入金銭債権	37,364	62,904	69,456
特定取引資産	※8 481,046	※8 563,960	※8 477,002
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 4,564,320	※1, ※2, ※8, ※15 4,593,471	※1, ※2, ※8, ※15 4,835,642
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 17,113,473	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 16,892,583	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 17,258,988
外国為替	※7 52,513	※7 57,918	※7 54,871
その他資産	※8 1,145,165	※8 1,457,891	※8 1,023,528
有形固定資産	※10, ※11 230,523	※10, ※11 227,242	※10, ※11, ※12 229,445
無形固定資産	47,036	42,323	44,932
繰延税金資産	216,367	141,519	184,510
支払承諾見返	431,745	398,300	411,495
貸倒引当金	△302,170	△259,864	△273,350
資産の部合計	25,552,109	25,780,548	26,116,814

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
預金	※8 19,157,018	※8 19,734,448	※8 19,973,139
譲渡性預金	1,377,270	1,376,420	1,705,960
コールマネー及び売渡手形	※8 511,961	90,818	330,347
売現先勘定	※8 111,975	※8 24,998	※8 120,978
債券貸借取引受入担保金	※8 50,916	※8 10,007	※8 5,988
特定取引負債	161,409	248,705	155,320
借入金	※8, ※13 879,997	※8, ※13 774,699	※8, ※13 528,738
外国為替	6,886	5,277	7,125
社債	※14 597,354	※14 520,021	※14 634,764
信託勘定借	393,595	345,085	376,687
その他負債	631,185	971,732	604,399
賞与引当金	4,254	4,551	6,957
退職給付引当金	0	0	0
その他の引当金	17,583	21,760	18,291
繰延税金負債	0	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 30,258	※10 28,833	※10 29,868
支払承諾	431,745	398,300	411,495
負債の部合計	24,363,414	24,555,662	24,910,060
純資産の部			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	429,378	429,378	429,378
利益剰余金	250,821	311,722	267,457
株主資本合計	960,129	1,021,029	976,765
その他有価証券評価差額金	66,342	37,261	60,722
繰延ヘッジ損益	15,529	28,084	14,357
土地再評価差額金	※10 41,033	※10 38,816	※10 40,462
為替換算調整勘定	△4,042	△4,082	△3,807
評価・換算差額等合計	118,862	100,080	111,734
少数株主持分	109,703	103,776	118,253
純資産の部合計	1,188,694	1,224,886	1,206,753
負債及び純資産の部合計	25,552,109	25,780,548	26,116,814

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	307,811	309,922	575,778
資金運用収益	190,033	174,514	369,021
(うち貸出金利息)	164,963	149,219	321,138
(うち有価証券利息配当金)	13,623	15,204	27,939
信託報酬	14,467	13,252	28,727
役務取引等収益	47,391	50,796	98,436
特定取引収益	28,660	26,911	27,653
その他業務収益	16,124	30,490	31,139
その他経常収益	※1 11,134	※1 13,956	※1 20,799
経常費用	258,782	233,316	464,742
資金調達費用	33,837	25,582	64,338
(うち預金利息)	17,243	13,337	32,492
役務取引等費用	24,652	25,126	50,428
特定取引費用	651	134	196
その他業務費用	25,845	33,829	26,995
営業経費	118,871	114,528	237,088
その他経常費用	※2 54,923	※2 34,114	※2 85,695
経常利益	49,029	76,606	111,035
特別利益	13,047	14,451	22,601
固定資産処分益	0	829	35
償却債権取立益	8,368	13,621	17,898
その他の特別利益	※3 4,678	—	※3 4,667
特別損失	2,989	1,074	4,494
固定資産処分損	526	560	1,116
減損損失	2,462	222	3,378
その他の特別損失	—	※4 291	—
税金等調整前中間純利益	59,087	89,982	129,142
法人税、住民税及び事業税	11,435	△4,362	15,476
法人税等調整額	△15,589	36,560	18,744
法人税等合計	△4,154	32,197	34,220
少数株主損益調整前中間純利益		57,784	
少数株主利益	1,327	2,147	3,922
中間純利益	61,913	55,637	90,999

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
資本剰余金			
前期末残高	404,408	429,378	404,408
当中間期変動額			
合併による増加	24,969	—	24,969
当中間期変動額合計	24,969	—	24,969
当中間期末残高	429,378	429,378	429,378
利益剰余金			
前期末残高	195,263	267,457	195,263
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,913	55,637	90,999
合併による増加	10,891	—	10,891
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
当中間期変動額合計	55,557	44,264	72,193
当中間期末残高	250,821	311,722	267,457
株主資本合計			
前期末残高	879,601	976,765	879,601
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,913	55,637	90,999
合併による増加	35,861	—	35,861
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
当中間期変動額合計	80,527	44,264	97,163
当中間期末残高	960,129	1,021,029	976,765

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△11,176	60,722	△11,176
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	77,518	△23,460	71,898
当中間期変動額合計	77,518	△23,460	71,898
当中間期末残高	66,342	37,261	60,722
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	22,313	14,357	22,313
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△6,784	13,727	△7,955
当中間期変動額合計	△6,784	13,727	△7,955
当中間期末残高	15,529	28,084	14,357
土地再評価差額金			
前期末残高	41,992	40,462	41,992
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△959	△1,646	△1,529
当中間期変動額合計	△959	△1,646	△1,529
当中間期末残高	41,033	38,816	40,462
為替換算調整勘定			
前期末残高	△4,363	△3,807	△4,363
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	320	△274	555
当中間期変動額合計	320	△274	555
当中間期末残高	△4,042	△4,082	△3,807
評価・換算差額等合計			
前期末残高	48,766	111,734	48,766
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	70,095	△11,654	62,968
当中間期変動額合計	70,095	△11,654	62,968
当中間期末残高	118,862	100,080	111,734
少数株主持分			
前期末残高	122,865	118,253	122,865
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△13,162	△14,476	△4,612
当中間期変動額合計	△13,162	△14,476	△4,612
当中間期末残高	109,703	103,776	118,253
純資産合計			
前期末残高	1,051,233	1,206,753	1,051,233
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,913	55,637	90,999
合併による増加	35,861	—	35,861
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	56,933	△26,131	58,355
当中間期変動額合計	137,460	18,133	155,519
当中間期末残高	1,188,694	1,224,886	1,206,753

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	59,087	89,982	129,142
減価償却費	9,635	10,123	19,600
減損損失	2,462	222	3,378
持分法による投資損益(△は益)	△358	△629	△5,061
貸倒引当金の増減(△)	16,563	△13,486	△12,256
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,583	△2,406	119
退職給付引当金の増減額(△は減少)	0	△0	0
資金運用収益	△190,033	△174,514	△369,021
資金調達費用	33,837	25,582	64,338
有価証券関係損益(△)	△12,075	△15,298	△17,665
為替差損益(△は益)	△41,416	△55,996	△55,318
固定資産処分損益(△は益)	526	△268	1,080
特定取引資産の純増(△)減	25,010	△86,957	29,054
特定取引負債の純増減(△)	38,138	93,385	32,049
貸出金の純増(△)減	342,796	366,405	197,281
預金の純増減(△)	△345,571	△238,690	470,549
譲渡性預金の純増減(△)	△23,420	△329,540	305,270
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	335,428	248,961	△15,831
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△64,111	△20,394	△31,890
コールローン等の純増(△)減	△116,014	22,559	△265,354
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	—	6,000	△6,000
コールマネー等の純増減(△)	△443,675	△335,508	△616,287
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	50,916	4,018	5,988
外国為替(資産)の純増(△)減	19,889	△3,047	17,531
外国為替(負債)の純増減(△)	△507	△1,847	△269
普通社債発行及び償還による増減(△)	262	△16	362
信託勘定借の純増減(△)	47,717	△31,602	30,810
資金運用による収入	195,385	178,809	374,159
資金調達による支出	△41,109	△34,334	△65,658
その他	△75,806	△30,867	△45,351
小計	△179,026	△329,354	174,750
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△20,005	△14,275	△20,285
営業活動によるキャッシュ・フロー	△199,031	△343,629	154,464

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△13,518,117	△17,508,316	△28,025,401
有価証券の売却による収入	13,389,275	17,667,811	27,588,537
有価証券の償還による収入	108,794	103,195	211,371
有形固定資産の取得による支出	△2,570	△3,239	△6,915
有形固定資産の売却による収入	0	2,856	523
無形固定資産の取得による支出	△5,103	△792	△6,547
無形固定資産の売却による収入	—	—	45
その他	—	△81	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,721	261,433	△238,385
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△3,000	—
劣後特約付社債の発行による収入	140,558	39,810	190,300
劣後特約付社債の償還による支出	△45,309	△137,550	△50,320
配当金の支払額	△18,207	△13,019	△31,226
少数株主への配当金の支払額	△300	△354	△313
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,740	△114,113	108,439
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13	△72	△1
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△150,024	△196,382	24,516
現金及び現金同等物の期首残高	779,433	826,895	779,433
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 22,945	—	※2 22,945
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 652,354	※1 630,513	※1 826,895

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年 5月 13日公表分)を適用しております。 これによる影響はありません。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社</p> <p>主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社</p> <p>主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社</p> <p>主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 1社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は3,437百万円、負債総額は3,453百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末で住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことにより譲渡資産としての住宅ローン債権の残高はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。当連結会計年度において、住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことに伴い、当該特別目的会社は清算されました。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	当中間連結会計期間末残高		
	譲渡資産 (住宅ローン債権)	一百万円	
	譲渡資産に係る劣後債権	2,258百万円	
	(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。		

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 2年~50年 その他 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 2年~50年 その他 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370,692百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は363,773百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は375,490百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、前連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績との乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ28,795百万円増加しております。</p>		<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,963百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 4,114百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,600百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 11,158百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 6,959百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,900百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 11,092百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 4,101百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は130百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は285百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引の うち連結会社間及び 特定取引勘定とそれ 以外の勘定との間又は 内部部門間の内部 取引については、ヘ ッジ手段として指定 している金利スワッ プ取引及び通貨スワ ップ取引等に対し て、業種別監査委員 会報告第24号及び同 第25号に基づき、恣 意性を排除し厳格な ヘッジ運営が可能と 認められる対外カバ ー取引の基準に準拠 した運営を行っている ため、当該金利スワ ップ取引及び通貨ス ワップ取引等から 生じる収益及び費用 は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行 っております。</p> <p>なお、一部の資産・ 負債については、繰 延ヘッジ、時価ヘッ ジ、あるいは金利ス ワップの特例処理を 行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	—	(13) 中間連結キャッシュ・ フロー計算書における 資金の範囲 中間連結キャッシュ・ フロー計算書における 資金の範囲は、中間連 結貸借対照表上の「現 金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け 金であります。	—
	(14) 消費税等の会計処理 当社の消費税及び地方 消費税の会計処理は、 税抜方式によっており ます。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(14) 消費税等の会計処理 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(15)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそな ホールディングスを連 結納税親会社とする連 結納税主体の連結納税 子会社として、連結納 税制度を適用しており ます。	(15)連結納税制度の適用 同左	(15)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算 書における資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金の範 囲は、中間連結貸借対照表 上の「現金預け金」のうち 現金及び日本銀行への預け 金であります。	—	連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結の範囲に関する適用指針) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は927百万円減少、貸倒引当金は3,780百万円減少、繰延税金資産は410百万円減少、その他有価証券評価差額金は600百万円増加し、経常利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ1,842百万円増加しております。 (資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、税金等調整前中間純利益は204百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は521百万円増加、貸倒引当金は2,789百万円減少、繰延税金資産は311百万円減少、その他有価証券評価差額金は455百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,544百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式42,160百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式47,255百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式46,904百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は5,985百万円で、すべて再貸付けに供しております。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は45,226百万円、延滞債権額は299,493百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,081百万円、延滞債権額は300,041百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は24,565百万円、延滞債権額は299,229百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,739百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は123,905百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は483,365百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118,475百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,013百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は106,988百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は436,124百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は125,163百万円あります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,565百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は95,901百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は428,262百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は139,781百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 191,835百万円 有価証券 3,210,154百万円 貸出金 71,721百万円 その他資産 3,887百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 107,499百万円 コールマネー及び売渡手形 200,000百万円 売現先勘定 111,975百万円 債券貸借取引受入担保金 50,916百万円 借入金 867,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券626,726百万円及びその他資産189,179百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,044百万円、敷金保証金は17,057百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 24,998百万円 有価証券 3,017,608百万円 貸出金 46,293百万円 その他資産 3,834百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 98,086百万円 売現先勘定 24,998百万円 債券貸借取引受入担保金 10,007百万円 借入金 763,300百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券605,987百万円及びその他資産226,469百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,662百万円、敷金保証金は17,588百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 126,921百万円 有価証券 2,731,672百万円 貸出金 63,166百万円 その他資産 3,886百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 128,239百万円 売現先勘定 120,978百万円 債券貸借取引受入担保金 5,988百万円 借入金 514,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券824,332百万円及びその他資産189,755百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,380百万円、敷金保証金は17,841百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,057,634百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,859,603百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,102,238百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,917,613百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,901,841百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,725,641百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,243百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 137,098百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 136,775百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 138,936百万円</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 37,381百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債には、劣後特約付社債595,166百万円が含まれております。</p>	<p>※14 社債には、劣後特約付社債517,749百万円が含まれております。</p>	<p>※14 社債には、劣後特約付社債632,476百万円が含まれております。</p>
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は271,829百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は239,264百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は252,446百万円であります。</p>
<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円であります。</p>	<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託416,618百万円であります。</p>	<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託456,479百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 3,025百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 27,304百万円 貸出金償却 19,262百万円 株式等償却 1,753百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別利益」は、劣 後特約付社債の買入消却益で あります。 —————</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 1,381百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 2,442百万円 貸出金償却 17,775百万円 株式等売却損 4,996百万円 株式等償却 3,026百万円 を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、資 産除去債務に関する会計基 準の適用に伴う影響額であ ります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 5,899百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 52,837百万円 株式等償却 2,994百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別利益」は、劣 後特約付社債の買入消却益で あります。 —————</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	4,277,973	—	35,123,435	注1,注2
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	240,000	—	240,000	—	注2
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	4,277,973	920,000	73,011,653	
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

(注) 1 普通株式の発行済株式及び乙種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得期日到来に伴う一斉取得による増加であり、乙種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 普通株式の発行済株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得請求権行使による増加であり、戊種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	308	0.01	平成21年3月31日	平成21年5月18日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	4,387	0.351		
	第2種第一回 優先株式	4,495	0.351		
	第3種第一回 優先株式	4,387	0.351		

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	35,123,435	—	—	35,123,435	
種類株式					
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	73,011,653	—	—	73,011,653	

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	351	0.01	平成22年3月31日	平成22年5月17日
	種類株式				
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,943	0.3155		
	第2種第一回 優先株式	4,040	0.3155		
	第3種第一回 優先株式	3,943	0.3155		

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	4,277,973	—	35,123,435	注1, 注2
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	240,000	—	240,000	—	注2
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	4,277,973	920,000	73,011,653	
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

(注) 1. 普通株式の発行済株式及び乙種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得期日到来に伴う一斉取得による増加であり、乙種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の発行済株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得請求権行使による増加であり、戊種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	308	0.01	平成21年3月31日	平成21年5月18日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	4,387	0.351		
	第2種第一回 優先株式	4,495	0.351		
	第3種第一回 優先株式	4,387	0.351		
平成22年3月29日 取締役会	普通株式	351	0.01	平成21年12月31日	平成22年3月30日
	種類株式				
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,943	0.3155		
	第2種第一回 優先株式	4,040	0.3155		
	第3種第一回 優先株式	3,943	0.3155		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成22年5月 14日 取締役会	普通株式	351	0.01	利益剰余金	平成22年3月31日	平成22年5月17日
	種類株式					
	己種第一回 優先株式	740	9.25			
	第1種第一回 優先株式	3,943	0.3155			
	第2種第一回 優先株式	4,040	0.3155			
	第3種第一回 優先株式	3,943	0.3155			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,003,937百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△351,583百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>652,354百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,003,937百万円	日本銀行以外への預け金	△351,583百万円	現金及び現金同等物	652,354百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>970,270百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△339,757百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>630,513百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	970,270百万円	日本銀行以外への預け金	△339,757百万円	現金及び現金同等物	630,513百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,146,258百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△319,362百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>826,895百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,146,258百万円	日本銀行以外への預け金	△319,362百万円	現金及び現金同等物	826,895百万円						
現金預け金勘定	1,003,937百万円																									
日本銀行以外への預け金	△351,583百万円																									
現金及び現金同等物	652,354百万円																									
現金預け金勘定	970,270百万円																									
日本銀行以外への預け金	△339,757百万円																									
現金及び現金同等物	630,513百万円																									
現金預け金勘定	1,146,258百万円																									
日本銀行以外への預け金	△319,362百万円																									
現金及び現金同等物	826,895百万円																									
<p>※2 重要な非資金取引の内容</p> <p>当中間連結会計期間に合併したりそな信託銀行株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>61,455百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち有価証券)</td> <td>14,984百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△25,584百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td>△14,417百万円)</td> </tr> </table> <p>なお、資産合計には現金及び現金同等物22,945百万円を含んでおります。</p>	資産	61,455百万円	(うち有価証券)	14,984百万円)	負債	△25,584百万円	(うち預金)	△14,417百万円)	<p>※2 重要な非資金取引の内容</p> <p>当中間連結会計期間に合併したりそな信託銀行株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>61,455百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち有価証券)</td> <td>14,984百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△25,584百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td>△14,417百万円)</td> </tr> </table> <p>なお、資産合計には現金及び現金同等物22,945百万円を含んでおります。</p>	資産	61,455百万円	(うち有価証券)	14,984百万円)	負債	△25,584百万円	(うち預金)	△14,417百万円)	<p>※2 重要な非資金取引の内容</p> <p>前連結会計年度に合併したりそな信託銀行株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>61,455百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち有価証券)</td> <td>14,984百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△25,584百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td>△14,417百万円)</td> </tr> </table> <p>なお、資産合計には現金及び現金同等物22,945百万円を含んでおります。</p>	資産	61,455百万円	(うち有価証券)	14,984百万円)	負債	△25,584百万円	(うち預金)	△14,417百万円)
資産	61,455百万円																									
(うち有価証券)	14,984百万円)																									
負債	△25,584百万円																									
(うち預金)	△14,417百万円)																									
資産	61,455百万円																									
(うち有価証券)	14,984百万円)																									
負債	△25,584百万円																									
(うち預金)	△14,417百万円)																									
資産	61,455百万円																									
(うち有価証券)	14,984百万円)																									
負債	△25,584百万円																									
(うち預金)	△14,417百万円)																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、5,311百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、9,380百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,212百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,183百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,029百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,217百万円 1年超 1,169百万円 合計 2,387百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,534百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 2,592百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 942百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 761百万円 1年超 406百万円 合計 1,167百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 6,131百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,734百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 1,396百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 896百万円 1年超 785百万円 合計 1,681百万円

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 738百万円 減価償却費相当額 663百万円 支払利息相当額 34百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,013百万円 1年超 4,162百万円 合計 6,175百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 531百万円 減価償却費相当額 453百万円 支払利息相当額 17百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,772百万円 1年超 25,926百万円 合計 29,698百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,458百万円 減価償却費相当額 1,282百万円 支払利息相当額 60百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,042百万円 1年超 3,660百万円 合計 4,703百万円
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 51百万円 1年超 326百万円 合計 377百万円 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 41百万円 1年超 278百万円 合計 320百万円 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 51百万円 1年超 300百万円 合計 352百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	970,270	970,270	—
(2) コールローン及び買入手形	632,024	632,024	—
(3) 買入金銭債権 (*1)	62,852	64,541	1,688
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	300,470	300,470	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	669,077	679,132	10,055
その他有価証券	3,803,817	3,803,817	—
(6) 貸出金	16,892,583		
貸倒引当金(*1)	△216,230		
	16,676,352	16,916,417	240,064
(7) 外国為替 (*1)	57,918	57,918	—
資産計	23,172,784	23,424,592	251,808
(1) 預金	19,734,448	19,743,735	9,286
(2) 譲渡性預金	1,376,420	1,376,439	19
(3) コールマネー及び売渡手形	90,818	90,818	—
(4) 売現先勘定	24,998	24,998	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	10,007	10,007	—
(6) 借入金	774,699	774,765	65
(7) 外国為替	5,277	5,277	—
(8) 社債	520,021	534,974	14,953
(9) 信託勘定借	345,085	345,085	—
負債計	22,881,777	22,906,102	24,325
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	68,824	68,824	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,897)	(23,920)	△22
デリバティブ取引計	44,926	44,903	△22

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	96,589
組合出資金(*2)(*3)	23,987
合計	120,576

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について285百万円、組合出資金について605百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社は東京都を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

当期の連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は71%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社では、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

- ・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

- ・株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

- ・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

- ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

- ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii)金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3）②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が80%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極め、たとえば事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネットティング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

③流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,146,258	1,146,258	—
(2) コールローン及び買入手形	648,032	648,032	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	6,000	6,000	—
(4) 買入金銭債権（*1）	69,345	71,099	1,753
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	304,800	304,800	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	489,719	495,592	5,873
その他有価証券	4,213,999	4,213,999	—
(7) 貸出金	17,258,988		
貸倒引当金(*1)	△236,473		
	17,022,514	17,235,284	212,770
(8) 外国為替(*1)	54,871	54,871	—
資産計	23,955,542	24,175,939	220,397
(1) 預金	19,973,139	19,983,491	10,351
(2) 譲渡性預金	1,705,960	1,705,970	10
(3) コールマネー及び売渡手形	330,347	330,347	—
(4) 売現先勘定	120,978	120,978	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	5,988	5,988	—
(6) 借入金	528,738	528,829	91
(7) 外国為替	7,125	7,125	—
(8) 社債	634,764	632,059	△2,705
(9) 信託勘定借	376,687	376,687	—
負債計	23,683,728	23,691,476	7,748
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	70,879	70,879	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(31,643)	(31,669)	△25
デリバティブ取引計	39,235	39,210	△25

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(7)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(6) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	106,612
組合出資金(*2)(*3)	25,310
合計	131,922

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について615百万円、組合出資金について6,588百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	835,712	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	648,032	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	6,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	3,416	—	—	66,039
有価証券						
満期保有目的の債券	—	30,000	260,000	100,000	100,000	—
うち国債	—	30,000	260,000	100,000	100,000	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	1,220,150	377,624	1,585,687	41,886	446,524	196,788
うち国債	1,087,000	—	1,227,300	30,000	439,000	185,100
地方債	16,878	—	29,462	—	7,444	—
社債	108,349	314,935	320,355	4,488	60	—
貸出金(*1)	5,306,124	2,930,532	1,813,296	1,082,047	1,333,885	4,642,264
外国為替	54,871	—	—	—	—	—
合計	8,070,892	3,338,156	3,662,401	1,223,933	1,880,409	4,905,091

(*1) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの150,837百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	18,250,922	1,211,805	510,398	12	—	—
譲渡性預金	1,704,060	1,900	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	330,347	—	—	—	—	—
売現先勘定	120,978	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	5,988	—	—	—	—	—
借入金	519,950	1,879	1,817	3,057	2,032	—
外国為替	7,125	—	—	—	—	—
社債(*2)	1,323	980	20,000	156,950	204,300	—
信託勘定借	376,687	—	—	—	—	—
合計	21,317,382	1,216,565	532,216	160,019	206,332	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債のうち、期間の定めのないもの251,444百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	357,029	361,325	4,296

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	269,269	366,911	97,642
債券	3,389,134	3,374,439	△14,695
国債	3,187,515	3,172,318	△15,197
地方債	32,889	32,944	54
社債	168,729	169,176	447
その他	42,790	44,111	1,321
合計	3,701,194	3,785,462	84,268

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,362百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	49,815
非上場内国債	292,479

II 当中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	669,077	679,132	10,055

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	215,107	142,140	72,967
	債券	1,289,298	1,283,793	5,505
	国債	831,114	828,836	2,278
	地方債	19,099	18,849	249
	社債	439,084	436,107	2,976
	その他	40,863	37,995	2,867
	小計	1,545,269	1,463,929	81,340
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	111,569	133,294	△21,725
	債券	2,135,114	2,144,918	△9,804
	国債	1,980,665	1,989,204	△8,539
	地方債	518	519	△1
	社債	153,930	155,194	△1,263
	その他	15,491	16,017	△525
	小計	2,262,174	2,294,230	△32,055
合計	3,807,444	3,758,159	49,284	

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額49,309百万円)及び組合出資金(同23,987百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,072百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

Ⅲ 前連結会計年度末

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	62

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	489,719	495,592	5,873

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	282,445	181,699	100,745
	債券	664,910	661,321	3,588
	国債	132,099	131,646	452
	地方債	43,942	43,793	148
	社債	488,868	485,881	2,987
	その他	38,131	34,222	3,908
	小計	985,487	877,244	108,243
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	68,502	81,146	△12,643
	債券	3,101,749	3,120,089	△18,339
	国債	2,830,891	2,847,495	△16,604
	地方債	9,949	10,004	△55
	社債	260,908	262,588	△1,680
	その他	61,887	62,400	△512
	小計	3,232,139	3,263,635	△31,496
合計	4,217,626	4,140,880	76,746	

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額59,684百万円)及び組合出資金(同25,310百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	11,020	3,871	120
債券	27,343,998	30,256	3,778
国債	27,047,877	28,682	3,761
地方債	96,410	569	17
社債	199,710	1,004	—
その他	344,285	2,749	1,176
合計	27,699,305	36,876	5,075

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,992百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	84,268
その他有価証券	84,268
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	17,937
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	66,331
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	66,342

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	49,284
その他有価証券	49,284
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	12,080
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,204
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	57
その他有価証券評価差額金	37,261

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	76,746
その他有価証券	76,746
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	16,077
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	60,669
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	52
その他有価証券評価差額金	60,722

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	211,822	△163	△163
店頭	金利スワップ	19,405,130	23,183	23,071
	キャップ	52,621	330	572
	フロアー	73,138	831	894
	スワップション	651,000	58	△205
	合計	—	24,240	24,168

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,869,534	△4,044	47,503
	為替予約	1,708,682	△38,712	△38,712
	通貨オプション	2,839,131	93,991	98,748
	合計	—	51,235	107,539

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	3,030	△3	△3
	株式指数オプション	1,850	△19	3
	合計	—	△22	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	53,139	△174	△174
店頭	債券店頭オプション	896,016	332	△38
	合計	—	157	△213

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	116,757	9,337	△971	△971
	買建	76,011	34,223	89	89
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	15,073,651	9,162,827	222,743	222,743
	受取変動・支払固定	11,443,378	8,460,104	△212,927	△212,927
	受取変動・支払変動	2,618,000	1,837,000	3,102	3,102
	キャップ				
	売建	100,515	94,345	△1,488	1,634
	買建	2,000	—	△3	△2
	フローアー				
	売建	9,000	9,000	465	△256
	買建	73,864	73,262	2,061	1,857
	スワップション				
売建	5,395,000	875,000	5,710	231	
買建	1,071,000	400,000	11,781	1,051	
	合計	—	—	21,188	16,552

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	2,637,272	2,329,318	△9,690	48,687
	為替予約				
	売建	570,907	233,285	22,795	22,795
	買建	1,008,653	565,254	△75,695	△75,695
	通貨オプション				
	売建	1,486,652	1,215,635	93,539	11,565
買建	1,544,888	1,250,953	204,016	99,427	
	合計	—	—	47,885	106,780

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数オプション				
	売建	1,875	—	29	4
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△29	4

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	60,733	—	△220	△220
	買建	12,905	—	2	2
	債券先物オプション				
	売建	3,612	—	2	0
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△220	△217

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		1,649,057	1,529,057	96,588
	受取変動・支払固定		1,095,000	900,000	△58,710
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	貸出金	393	393	△22
	合計	—	—	—	37,856

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社債等	284,332	212,458	△61,776

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	199,599	89,511	△301	△301
	買建	39,857	34,097	△5	△5
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,871,782	5,697,642	142,766	142,729
	受取変動・支払固定	7,605,726	5,693,845	△122,937	△122,937
	受取変動・支払変動	2,150,000	1,097,000	1,055	1,055
	キャップ				
	売建	70,432	62,639	△729	908
	買建	2,000	1,300	△5	△4
	フローアー				
	売建	9,000	9,000	438	△211
	買建	74,726	74,490	1,610	1,407
	スワップション				
売建	215,000	—	789	△94	
買建	1,000	—	2	△21	
	合計	—————	—————	21,686	22,523

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	2,892,343	2,677,622	△8,830	34,274
	為替予約				
	売建	575,528	259,878	△1,073	△1,073
	買建	1,137,238	601,962	△17,197	△17,197
	通貨オプション				
売建	1,621,873	1,330,611	92,042	11,654	
買建	1,688,088	1,378,653	168,447	66,742	
	合計	—————	—————	49,303	94,399

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	1,582	—	△16	△16
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	6,600	—	101	△37
買建	2,625	—	2	△24	
	合計	—	—	△115	△78

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	8,025	—	8	8
	買建	321	—	0	0
	債券先物オプション				
	売建	6,825	—	4	2
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5	11

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,647,856	1,474,856	64,758
	受取変動・支払固定		1,095,000	950,000	△43,565
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	662	656	△25
	合計	———	———	———	21,167

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社 債等	421,882	284,332	△52,836

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社（ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社）が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

② 被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、りそな信託銀行株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社（ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社）が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

② 被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、りそな信託銀行株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

りそなグループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当社グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当社グループではこれをセグメント利益としております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当社グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	86,799	96,558	34,758	218,116	△3,149	214,966
経費	△58,347	△52,589	△3,684	△114,621	—	△114,621
実勢業務純益	28,451	43,955	31,073	103,480	△3,149	100,331
与信費用	△8,765	△6,402	—	△15,168	—	△15,168
与信費用控除後業務純益(計)	19,686	37,552	31,073	88,312	△3,149	85,162

(注) 1 個人部門には、株式会社りそなホールディングスの子会社であるローン保証会社2社の業績を含めております。

2 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額14百万円を除いております。

3 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

4 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

5 減価償却費は、経費に含まれております。

4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	88,312
「その他」の区分の利益	△3,149
与信費用以外の臨時損益	2,026
与信費用以外の特別損益	△375
ローン保証会社の利益	△1,138
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,307
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	89,982

(注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループでは、減損損失を事業セグメント別に配分していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△19.49	△18.29	△19.58
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	1.76	1.58	1.86
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	0.71	0.57	1.03

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,188,694	1,224,886	1,206,753
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,873,264	1,867,337	1,894,483
うち少数株主持分	百万円	109,703	103,776	118,253
うち優先株式	百万円	1,763,561	1,763,561	1,763,561
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	12,668
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	△684,570	△642,451	△687,730
1株当たり純資産額の算定に用いられた(中間)期末の普通株式の数	千株	35,123,435	35,123,435	35,123,435

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	61,913	55,637	90,999
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	25,336
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	25,336
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	61,913	55,637	65,662
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	35,123,435	35,123,435	35,123,435
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	23,856
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	23,856
普通株式増加数	千株	51,942,798	62,295,416	51,408,610
うち優先株式	千株	51,942,798	62,295,416	51,408,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	己種第一回優先株式 (発行済株式総数 80,000千株) なお、上記優先株式の 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況」に記載のと おりであります。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	1,006,521	967,709	1,145,809
コールローン	527,617	626,342	642,792
債券貸借取引支払保証金	—	—	6,000
買入金銭債権	37,364	62,904	69,456
特定取引資産	※8 481,046	※8 563,960	※8 477,002
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 4,544,220	※1, ※2, ※8, ※15 4,570,922	※1, ※2, ※8, ※15 4,811,718
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 17,074,280	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 16,845,933	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 17,216,340
外国為替	※7 51,177	※7 56,330	※7 52,807
その他資産	※8 1,142,700	※8 1,455,610	※8 1,021,629
有形固定資産	※10, ※11 230,382	※10, ※11 227,118	※10, ※11, ※12 229,297
無形固定資産	46,842	42,018	44,699
繰延税金資産	215,986	141,288	184,140
支払承諾見返	439,391	403,251	418,701
貸倒引当金	△298,618	△259,942	△270,873
資産の部合計	25,498,912	25,703,448	26,049,523

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
預金	※8 19,125,366	※8 19,691,870	※8 19,935,548
譲渡性預金	1,377,270	1,376,420	1,705,960
コールマネー	※8 511,961	90,818	330,347
売現先勘定	※8 111,975	※8 24,998	※8 120,978
債券貸借取引受入担保金	※8 50,916	※8 10,007	※8 5,988
特定取引負債	161,409	248,705	155,320
借入金	※8, ※13 885,843	※8, ※13 778,812	※8, ※13 532,483
外国為替	8,045	5,887	8,788
社債	※14 690,712	※14 605,807	※14 731,333
信託勘定借	393,595	345,085	376,687
その他負債	631,746	972,336	609,312
未払法人税等	1,120	1,260	800
リース債務	32,366	30,167	31,297
資産除去債務		583	
その他の負債	598,259	940,325	577,214
賞与引当金	4,254	4,551	6,957
その他の引当金	17,583	21,760	18,291
再評価に係る繰延税金負債	※10 30,258	※10 28,833	※10 29,868
支払承諾	439,391	403,251	418,701
負債の部合計	24,440,330	24,609,146	24,986,565
純資産の部			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	377,178	377,178	377,178
資本準備金	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金	97,250	97,250	97,250
利益剰余金	278,328	332,758	290,142
その他利益剰余金	278,328	332,758	290,142
繰越利益剰余金	278,328	332,758	290,142
株主資本合計	935,435	989,865	947,249
その他有価証券評価差額金	66,331	37,204	60,669
繰延ヘッジ損益	15,782	28,416	14,576
土地再評価差額金	※10 41,033	※10 38,816	※10 40,462
評価・換算差額等合計	123,146	104,436	115,708
純資産の部合計	1,058,582	1,094,302	1,062,958
負債及び純資産の部合計	25,498,912	25,703,448	26,049,523

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	305,530	307,490	566,720
資金運用収益	188,384	172,957	365,572
(うち貸出金利息)	163,385	147,594	318,145
(うち有価証券利息配当金)	13,657	15,451	27,686
信託報酬	14,467	13,252	28,727
役務取引等収益	47,220	50,666	98,082
特定取引収益	28,660	26,911	27,653
その他業務収益	16,035	30,404	30,977
その他経常収益	※1 10,761	※1 13,298	※1 15,705
経常費用	258,370	234,821	465,276
資金調達費用	34,719	26,475	66,053
(うち預金利息)	16,857	12,792	31,727
役務取引等費用	24,622	25,057	50,379
特定取引費用	651	134	196
その他業務費用	26,490	34,156	27,750
営業経費	※2 118,396	※2 114,046	235,933
その他経常費用	※3 53,490	※3 34,951	※3 84,963
経常利益	47,159	72,668	101,443
特別利益	※4 13,041	※4 14,081	※4 22,592
特別損失	※5 2,989	※5 1,074	※5 4,494
税引前中間純利益	57,212	85,674	119,541
法人税、住民税及び事業税	11,083	△4,660	14,886
法人税等調整額	△15,589	36,346	18,673
法人税等合計	△4,506	31,685	33,559
中間純利益	61,718	53,989	85,982

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金			
前期末残高	72,280	97,250	72,280
当中間期変動額			
合併による増加	24,969	—	24,969
当中間期変動額合計	24,969	—	24,969
当中間期末残高	97,250	97,250	97,250
資本剰余金合計			
前期末残高	352,208	377,178	352,208
当中間期変動額			
合併による増加	24,969	—	24,969
当中間期変動額合計	24,969	—	24,969
当中間期末残高	377,178	377,178	377,178
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	222,965	290,142	222,965
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,718	53,989	85,982
合併による増加	10,891	—	10,891
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
当中間期変動額合計	55,363	42,615	67,176
当中間期末残高	278,328	332,758	290,142
株主資本合計			
前期末残高	855,102	947,249	855,102
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,718	53,989	85,982
合併による増加	35,861	—	35,861
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
当中間期変動額合計	80,332	42,615	92,146
当中間期末残高	935,435	989,865	947,249

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△11,185	60,669	△11,185
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	77,516	△23,464	71,854
当中間期変動額合計	77,516	△23,464	71,854
当中間期末残高	66,331	37,204	60,669
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	22,469	14,576	22,469
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△6,686	13,839	△7,892
当中間期変動額合計	△6,686	13,839	△7,892
当中間期末残高	15,782	28,416	14,576
土地再評価差額金			
前期末残高	41,992	40,462	41,992
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△959	△1,646	△1,529
当中間期変動額合計	△959	△1,646	△1,529
当中間期末残高	41,033	38,816	40,462
評価・換算差額等合計			
前期末残高	53,276	115,708	53,276
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	69,870	△11,271	62,431
当中間期変動額合計	69,870	△11,271	62,431
当中間期末残高	123,146	104,436	115,708
純資産合計			
前期末残高	908,379	1,062,958	908,379
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,207	△13,019	△31,226
中間純利益	61,718	53,989	85,982
合併による増加	35,861	—	35,861
土地再評価差額金の取崩	959	1,646	1,529
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	69,870	△11,271	62,431
当中間期変動額合計	150,202	31,344	154,578
当中間期末残高	1,058,582	1,094,302	1,062,958

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370,692百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、前事業年度において当該</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は363,773百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は375,490百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上により合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ28,795百万円増加しております。		
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 10,963百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 4,114百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,600百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 11,158百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 6,959百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,900百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。</p> <p>信託取引損失引当金 11,092百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 4,101百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円（税効果額控除前）であります。</p>	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は130百万円（税効果額控除前）であります。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は285百万円（税効果額控除前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 前事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は927百万円減少、貸倒引当金は3,780百万円減少、繰延税金資産は410百万円減少、その他有価証券評価差額金は600百万円増加し、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ1,842百万円増加しております。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、税引前中間純利益は204百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は521百万円増加、貸倒引当金は2,789百万円減少、繰延税金資産は311百万円減少、その他有価証券評価差額金は455百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ2,544百万円増加しております。</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は44,916百万円、延滞債権額は297,630百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,346百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,081百万円、延滞債権額は299,204百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は5,985百万円で、すべて再貸付けに供しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は24,565百万円、延滞債権額は298,255百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,739百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は123,778百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は481,065百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118,074百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,930百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は106,194百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は433,411百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は124,699百万円あります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,565百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は93,591百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は424,977百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は139,377百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 191,835百万円 有価証券 3,210,154百万円 貸出金 71,721百万円 その他資産 3,887百万円 担保資産に対応する債務 預金 107,499百万円 コールマネー 200,000百万円 売現先勘定 111,975百万円 債券貸借取引受入担保金 50,916百万円 借入金 867,400百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券626,585百万円及びその他資産189,179百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,044百万円、敷金保証金は17,051百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 24,998百万円 有価証券 3,017,608百万円 貸出金 46,293百万円 その他資産 3,834百万円 担保資産に対応する債務 預金 98,086百万円 売現先勘定 24,998百万円 債券貸借取引受入担保金 10,007百万円 借入金 763,300百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券605,696百万円及びその他資産226,469百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,662百万円、敷金保証金は17,583百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 126,921百万円 有価証券 2,731,672百万円 貸出金 63,166百万円 その他資産 3,886百万円 担保資産に対応する債務 預金 128,239百万円 売現先勘定 120,978百万円 債券貸借取引受入担保金 5,988百万円 借入金 514,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券824,185百万円及びその他資産189,755百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は17,834百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,049,158百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,842,557百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,093,165百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,900,578百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,893,397百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,708,359百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,243百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 136,729百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 136,378百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 138,557百万円</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 37,381百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は271,829百万円であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は239,264百万円であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託416,618百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は252,446百万円であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託456,479百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 3,025百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,245百万円 無形固定資産 2,363百万円 リース資産 3,970百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 25,964百万円 貸出金償却 19,262百万円 株式等償却 1,753百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、 償却債権取立益 8,363百万円 劣後特約付社債の買入消却益 4,678百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、 減損損失 2,462百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 1,373百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,078百万円 無形固定資産 2,173百万円 リース資産 4,816百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 3,286百万円 貸出金償却 17,775百万円 株式等売却損 4,996百万円 株式等償却 3,026百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、 償却債権取立益 13,381百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、 固定資産処分損 560百万円 資産除去債務に関する会計基 準の適用に伴う影響額 291百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 5,899百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、 貸出金償却 52,837百万円 株式等償却 2,994百万円 株式等売却損 710百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、 償却債権取立益 17,890百万円 劣後特約付社債の買入消却益 4,667百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、 減損損失 3,378百万円 を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

(注) 1 取得期日到来に伴う一斉取得による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

2 取得請求権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

II 当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

III 前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

(注) 1 取得期日到来に伴う一斉取得による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

2 取得請求権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、5,311百万円であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 同左	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、9,380百万円であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,212百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,183百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,029百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,217百万円 1年超 1,169百万円 合計 2,387百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,534百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 2,592百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 942百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 761百万円 1年超 406百万円 合計 1,167百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 6,131百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,734百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1,396百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 896百万円 1年超 785百万円 合計 1,681百万円

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 738百万円 減価償却費相当額 663百万円 支払利息相当額 34百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,013百万円 1年超 4,162百万円 合計 6,175百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 531百万円 減価償却費相当額 453百万円 支払利息相当額 17百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,772百万円 1年超 25,926百万円 合計 29,698百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,458百万円 減価償却費相当額 1,282百万円 支払利息相当額 60百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,042百万円 1年超 3,660百万円 合計 4,703百万円
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 51百万円 1年超 326百万円 合計 377百万円 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 41百万円 1年超 278百万円 合計 320百万円 	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 51百万円 1年超 300百万円 合計 352百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,638
関連会社株式	22,707
合計	29,346

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,638
関連会社株式	22,782
合計	29,421

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略していません。

II 当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

信託財産残高表

資産

科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	106,554	0.40	91,382	0.34	98,679	0.37
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	25,352,161	94.47	25,160,441	94.72	25,257,800	94.56
受託有価証券	853	0.00	1,707	0.01	1,200	0.01
金銭債権	300,357	1.12	292,029	1.10	303,756	1.14
有形固定資産	647,528	2.41	636,714	2.40	636,413	2.38
無形固定資産	3,481	0.01	3,371	0.01	3,471	0.01
その他債権	9,584	0.04	8,988	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	393,595	1.47	345,085	1.30	376,687	1.41
現金預け金	22,733	0.08	24,083	0.09	22,391	0.08
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	6,962,915	25.95	7,244,233	27.27	7,079,767	26.51
年金信託	3,481,271	12.97	3,803,881	14.32	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,022	0.00	1,036	0.00	1,074	0.00
投資信託	14,646,785	54.58	13,792,367	51.92	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	124,210	0.46	270,176	1.02	254,397	0.95
有価証券の信託	392,268	1.46	229,922	0.86	363,615	1.36
金銭債権の信託	324,436	1.21	314,969	1.19	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	114,337	0.43	123,938	0.47	125,955	0.47
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,940	0.01	2,866	0.01	2,892	0.01
包括信託	786,663	2.93	780,410	2.94	753,862	2.82
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 信託受益権に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額 前中間会計期間末25,352,161百万円、当中間会計期間末25,160,441百万円、前事業年度25,257,800百万円

3 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末1,874,688百万円、当中間会計期間末1,668,202百万円、前事業年度1,822,174百万円

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末 106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,488百万円であります。

5 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末 91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万円、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は21,078百万円であります。

- 6 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度 98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---------------------------|
| (1) 半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成20年11月27日に提出した半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成22年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成21年6月26日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成22年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成21年11月26日に提出した半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成22年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書
平成22年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成22年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 自 平成21年4月1日
(第8期) 至 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成22年1月25日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る発行登録追補書類であります。 | 平成22年9月16日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成22年6月28日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成22年10月29日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 訂正発行登録書
平成22年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成22年10月29日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	充 男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	充 男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月22日
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩田直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長岩田直樹は、当社の第9期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。